

# 上告と上告受理申立て

---

- 高等裁判所の控訴事件の判決に対して不服がある場合には、その理由に応じて「上告提起」と「上告受理申立て」という二つの手続を取ることができる
- 「上告提起」は、**原判決について憲法違反や法律に定められた重大な訴訟手続の違反**事由が存在することを理由とする場合
- 「上告受理申立て」は、**原判決について判例違反その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むこと**を理由とする場合

# 上告審での審理

---

- 上告審は、法律問題に関する審理を行い、上告審の裁判所は、原則として原判決で認定された事実拘束される（控訴審までは事実認定の違法を争える）
  - 控訴審までのように主張立証を行うことはない
  - 民訴法309条「上告裁判所は、上告状、上告理由書、答弁書その他の書類により、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で、上告を棄却することができる。」
- 判決を言い渡す場合は弁論を開いて当事者に意見を述べる機会を設けることになる

# 審議の進み方①

---

【元最高裁判事・宮川光治弁護士のインタビューより】

9月3日に就任して、挨拶回りを済ませたと思ったら、5日には審議資料が判事室に届き、9月11日午後の審議から参加しました。調査官報告書、判例・文献、1審判決、2審判決、上告関係の書面が1つづりとなっています。...調査官の報告書の結論は上告棄却でした。...、8日、主任の泉裁判官作成の審議の際の説明用メモが届きました。12頁の周到なメモで、原判決には相殺抗弁に関する判断の逸脱があり、破棄差し戻す...のが相当であるという結論でした。同日、今度は涌井裁判官の1頁の意見メモが届き、理由に「食違い」があり、上告理由は理由があるという意見でした。

## 審議の進み方②

---

### 【つづき】

私も2頁の意見メモをまとめ、11日の朝、調査官を通じて配布してもらいました。審議の結果、全員一致で、調査官報告書とは異なり、破棄判決となり、12月に弁論を開き、1月に判決をすることとなりました。

...私の最初の個別意見[を書いた]事件は、特別抗告事件で、早く決定しなければならなかった事案です。9月10日に大部の調査官報告書・事件記録の写し、参考文献・参考判例等の資料が届き、9月18日に審議することになりました。

## 審議の進み方③

---

### 【つづき】

驚いたのは、審議の2、3日前に主任の涌井裁判官の11頁にわたる説明用メモが届いたと思うと、泉さんのメモが届き、検察官出身の甲斐中裁判官の涌井・泉意見に対する反対意見メモが17日には届くという展開です。私は、配布するに値するような意見メモを即座に用意することはできず、18日の審議に参加しました。審議の結果は3対1でした。そして、当日、決定理由案を審議の場で完成させました。甲斐中さんの反対意見が22日に配布されました。これを読んで、私は、弁護士として多数意見の立場から反駁する必要を感じ、意見をその日のうちに書き上げ、涌井さん、泉さんの了解を得て、補足意見として決定に付しました。

## 審議の進み方④

---

### 【つづき】

裁判部門には調査官室があります。私がいたときには調査官は37人で、首席調査官、さらに、民事と刑事と行政の三部に分かれていて、それぞれ上席調査官がいて、その下に、民事17人、行政9人、刑事10人の一般の調査官がいました。...首席調査官は、終わると必ず高裁長官になるというレベルの人が担っています。過去の首席調査官は7人連続して最高裁判事になっています。3人の上席の人たちは、退任後は必ず地裁の所長になるというレベルの人たちです。

(<https://kiseikai.jp/2023/06/15/120727miyakawakaiin/>)

# 直近(令和5年度)の統計

---

- 上告事件2,369件(うち行政事件408)、上告受理事件2,968件(うち行政事件453件)
- 上告事件で破棄となったもの1件(行政事件)、判決による棄却42件、決定による棄却2,169件、上告受理事件で破棄となったもの17件(行政事件7件)、判決による棄却8件、不受理2,737件
- 上告審の審理期間は2月以内35%、3月以内22%、6月以内32%、1年以内9%
- 上告受理事件の審理期間は、順に32%、22%、35%、9%

# 本件について

---

- 上告提起及び上告受理申立ては令和6年3月5日
- 上告理由書等の提出は令和6年4月30日
- 最高裁に記録が到着したのは令和6年6月17日
- 係属部は**第三小法廷**
- 上告理由等の要旨を令和6年7月2日に提出



# 神戸石炭訴訟の場合

---

- 上告提起及び上告受理申立ては令和4年5月6日
- 上告理由書等の提出は令和4年6月30日
- 係属部は**第一小法廷**
- 決定は令和5年3月9日

# 第三小法廷の構成①

---

- 宇賀克也 (H31/3/20～) : 学者 (行政法)
- 林道晴 (R1/9/2～) : 職業裁判官 (民事系)
- 渡邊惠理子 (R3/7/16～) : 弁護士 (長島大野常松)、経済法
- 今崎幸彦 (R4/6/24～) : 職業裁判官 (刑事系)
- 石兼公博 (R6/4/17～) : 外交官 (前職は特命全権大使として国連日本政府代表部)

## ※第一小法廷(当時)

---

- 深山卓也(H30/1/9～): 職業裁判官(民事系)
- 安浪亮介(R3/7/16～): 職業裁判官(民事・行政)
- 岡正昌(R3/9/3～): 弁護士(倒産法)
- 堺徹(R3/9/3～): 検察官
- 山口厚(H29/2/6～R5/11/5): 弁護士、学者(刑法)

## 第三小法廷の構成②

---

【最判令和5年5月9日民集第77卷4号859頁 林補足意見】

なお、宇賀裁判官は、訴訟の入口である原告適格の問題を判断するためだけに数年単位の期間を費やすことは望ましくない旨を指摘するところ、この点については傾聴に値するというべきであろう。第三者の原告適格については、前記のとおり、行政事件訴訟法9条2項が追加された趣旨を踏まえた適切な判断が求められるところであって、審理を担当する裁判所としては、そのような判断に必要な限度を超えた主張立証が漫然と継続されることのないよう、十分に留意すべきである。